

学校のきまりやルール（校則）の 見直しガイドライン

堺市教育委員会

令和 5 年 9 月

目 次

1. 策定の趣旨	1
(1) はじめに	
(2) ガイドラインの対象	
(3) ガイドラインのねらい	
2. 学校のきまりやルール（校則）の運用	3
(1) 学校のきまりやルール（校則）の意義・位置づけ	
(2) 児童生徒の参画の意義	
(3) 学校のきまりやルール（校則）の運用	
3. 学校のきまりやルール（校則）の見直し	4
(1) 学校のきまりやルール（校則）の見直し	
(2) 見直しのプロセス	
4. 学校のきまりやルール（校則）の公表	8
5. ガイドラインの活用	8

1. 策定の趣旨

(1) はじめに

本市の教育理念は、「ひとづくり・まなび・ゆめ」であり、「豊かな心の人づくり、確かな学びの形成、ゆめをはぐくむ教育の推進」として、自分のよさや可能性を知り、多様な価値観を認め、相手の立場を思いやり大切にできる豊かな心、大きな視野で社会やものごとをとらえることのできるこころのゆとり、秩序を重んじ、社会性を身につけるための規範意識の育成を進めています。

学校のきまりやルール（校則）は、児童生徒が学校生活での課題について考え、健全な学校生活を営み、将来、規範意識をもって生活できる力を育成するために設けられた行動指針です。

また、その内容については、社会が急激に変化し、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は日々変化し、価値観も多様化し、人権尊重の観点から児童生徒の人権にも十分配慮する必要があります。

さらに、子どもの権利条約においても、基本的な考え方として「差別の禁止」「児童の最善の利益」「生命・生存・発達に対する権利」「意見を表明する権利」の4つの原則が示されています。「意見を表明する権利」では、子どもは自分に関係する事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮することとされています。令和5年4月には、「こども基本法」が施行され、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置づけられました。

令和4年12月に改定された生徒指導提要でも、校則の見直しを検討する際に、児童生徒が主体的に参画することは、児童生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとされています。

これらのことを踏まえ、本市においても、次の3つの観点を基軸として、学校のきまりやルール（校則）の見直しをするための「学校のきまりやルール（校則）の見直しガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定し、取り組むこととします。

3つの観点

観点1 児童生徒が主体的に参画すること

観点2 社会情勢の変化等を踏まえ絶えず積極的に見直しをすること

観点3 児童生徒、保護者や地域の方などと共通理解を図るため公表すること

(2) ガイドラインの対象

本ガイドラインの対象とする学校のきまりやルール（校則）とは、堺市立の全小・中・支援・高等学校が教育目標を実現する過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定めているものとします。

(3) ガイドラインのねらい

児童生徒が、学校のきまりやルール（校則）の見直しのプロセスに主体的に参画することにより、規範意識を身に付け、安心して意見を言える環境を自らがつくりあげ、そして、自ら考え、意見し、議論し、実行することなどを通じて、変化の激しい時代を生きるために必要となる「自己指導能力※」を身に付けることをめざします。教職員は、児童生徒がその目的を達成できるよう支援します。

見直しのプロセスには、児童生徒と教職員だけでなく、保護者や地域の方々にも参画いただくことで、多様な考えを取り入れたルールづくりができると同時に、自分たちが守っていくという児童生徒の行動につながると考えます。

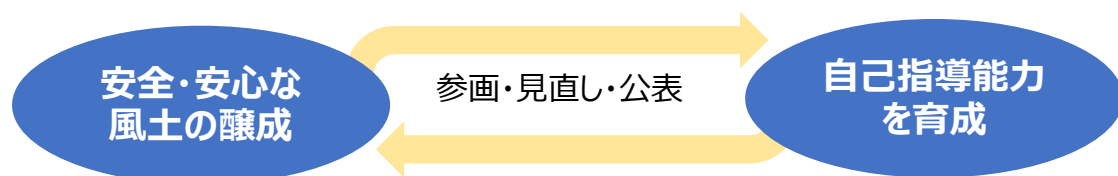
また、学校のきまりやルール（校則）を絶えず積極的に見直すことで社会情勢等の変化にも迅速に対応します。さらに、学校のきまりやルール（校則）を学校のホームページなどに公表することで、児童生徒を支える多くの方々の共通理解を図ります。

そのほか、3つの視点を踏まえた見直しのプロセスの考え方が学校に浸透することで、学校をよりよい方向に導くきっかけにもなるのではないかと考えています。

教職員は、学校のきまりやルール（校則）の運用に際し、背景等を理解した上で児童生徒が自主的に守るよう指導していきます。教職員自身が多様性を認め、人権を尊重し、安全・安心な風土の醸成につなげていきます。

さらに、見直しのプロセスを、教職員自身がこれまでの慣習にとらわれない新たな気づきの場として捉え、他の取組においてもそれぞれの時代に求められる状況に学校が適切に対応することを期待しています。

※「自己指導能力」とは、深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定し、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力。



2. 学校のきまりやルール（校則）の運用

（1）学校のきまりやルール（校則）の意義・位置づけ

学校教育においては社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる学校のきまりやルール（校則）は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものであり、学校によっては「校則」「学校のきまり」「生徒の心得」「生活のきまり」「〇〇〇学校のやくそく」などと言います。

学校のきまりやルール（校則）の制定に当たっては、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性・主体性を伸ばすものとなるように配慮することとします。最終的には校長により制定されるものです。

（2）児童生徒の参画の意義

学校のきまりやルール（校則）の見直しのプロセスに児童生徒自身が参画することは、**児童生徒が学校のきまりやルール（校則）の意義を理解し、自ら守ろうとする意識の醸成**につながります。また、学校のきまりやルール（校則）を見直す際に児童生徒が主体的に参画し、意見を表明することは、学校のきまりやルール（校則）を無批判に受け入れるのではなく、**児童生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決する**といった教育的意義を有するものであり、将来に有用な「自己指導能力」を高めることにつながる事が期待されます。

（3）学校のきまりやルール（校則）の運用

学校のきまりやルール（校則）に基づく指導を行う際は、単に学校のきまりやルール（校則）を守らせることばかりにこだわるのではなく、何のために設けたものであるのか、**教職員がその背景や理由についても理解し、児童生徒がその意味を理解して自主的に校則を守るように指導**していくことが重要です。

その上で、児童生徒が学校のきまりやルール（校則）に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまるのではなく、内省を促すような指導となるよう留意しなければなりません。ただし、児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、個に応じた対応が必要となります。

3. 学校のきまりやルール（校則）の見直し

（1）学校のきまりやルール（校則）の見直し

学校のきまりやルール（校則）の内容においては、合理的な範囲内であることを適切に説明できるか、児童生徒の発達段階や実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展を踏まえたものになっているか、人権的な配慮ができていないか、曖昧な表現や分かりにくいものがないか、不要に行動を制限されるなどマイナスの影響を受けている児童生徒がいないか等に留意し、これまでの慣習にとらわれず絶えず検証・見直しを行うことが必要です。このことから、**毎年度、学校のきまりやルール（校則）について、検証**することとし、例えば、以下に示すような内容については、各学校において**必ず、改善に向け速やかに見直しを行う**こととします。

【見直すべき内容】

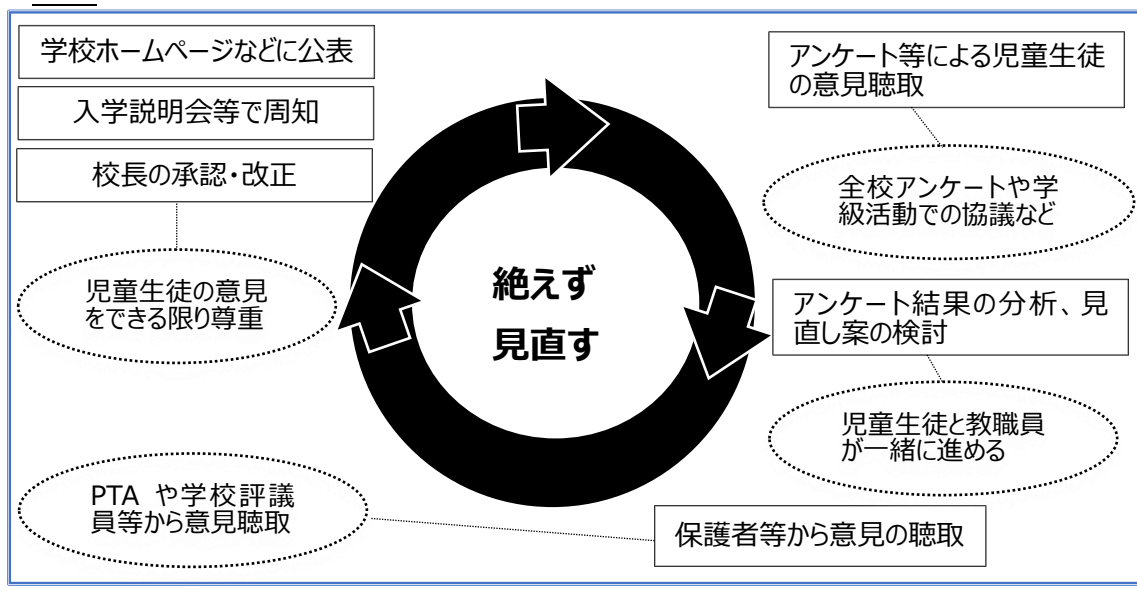
内容	例
◆生まれもった性質について配慮のないもの	・地毛の色について、学校の承認を必要とする
◆様々な文化や性の多様性に対して配慮のないもの	・制服に男女の区別を設け、選択の余地がない ・性別ごとに違った規定をしている ・夏服は半袖シャツでなければならない
◆健康上の配慮がないもの	・給食は残さず食べる ・日傘の使用禁止
◆合理的な説明が難しいもの	・靴下や肌着等の色を白に統一 ・ツーブロック、ポニーテールの禁止 ・〇〇違反がある場合の登校を認めない
◆曖昧な表現、分かりにくいもの	・〇〇生らしい服装 ・小学生（中学生）らしい髪型

(2) 見直しのプロセス

学校のきまりやルール（校則）の見直しは、学校のきまりやルール（校則）に対する理解を深め、自分たちのものとして守っていかうとする態度を養うことにつながり、児童生徒の主体性を培う機会としなければなりません。また、各学校では、社会環境や児童生徒の状況の変化に対応するため絶えず積極的な見直しが求められています。これらの主旨を踏まえ、各学校では以下の手順（サイクル）に沿って、絶えず検証・見直しを行うこととします。

【手順（サイクル）】

- ①各学校では検討委員会等の、学校のきまりやルール（校則）に関する検討を行う校内組織を設置し、組織的かつ計画的に学校のきまりやルール（校則）についての検証・見直しが絶えず行われる体制を整えます。また、見直しに際しては見直し計画を作成するなど計画的に取り組みます。なお、検討を行う校内組織は、校務分掌に位置付け取り組むなど、各学校の実情を踏まえたものとします。
- ②見直しに当たっては、児童生徒が規範の意義を理解し、児童生徒自らが規範を守り行動するという自律性を育むために、学級活動での協議やアンケート等により児童生徒の意見聴取を行うなど、児童生徒からも見直しの発意ができる仕組みを整えます。
- ③アンケート結果の分析や見直し案の検討は、児童生徒と教職員が一緒に進めます。
- ④PTA や学校評議員等から意見聴取します。
- ⑤改正に際しては、児童生徒の意見をできる限り尊重し、校長の承認・改正を行います。
- ⑥見直した内容については、入学説明会等で周知し、速やかに学校ホームページなどに公表します。



【見直しのスケジュール 例】

<令和 5 年度>

時 期	取 組
9 月	・学校のきまりやルール（校則）見直しの体制整備（検討委員会等の設置） ・見直し計画の作成 ・児童生徒へのアンケート等による意見の集約
10 月	・児童会や生徒会による見直し案の検討
11 月	・PTA や学校評議員等から意見聴取
12 月	・見直し内容の決定 ・児童生徒や保護者への周知
1 月	・見直した学校のきまりやルール（校則）の改正・実践
2 月	・入学説明会等で学校のきまりやルール（校則）を周知
3 月	・学校ホームページなどに公表

<通年>

※社会情勢や時代の変化等により、早急に見直しの必要性が生じた際には、時期にとらわれず速やかに見直すこと。

時 期	取 組
4 月 ～ 7 月	・学校のきまりやルール（校則）見直しの体制整備（検討委員会等の設置） ・学校のきまりやルール（校則）の検証 ・見直し計画の作成 ・学校のきまりやルール（校則）の意義や内容を考える機会の設定 ・児童生徒へのアンケート等による意見の集約
8 月 ～ 12 月	・児童会や生徒会による見直し案の検討 ・PTA や学校評議員等から意見聴取 ・集会や生徒総会で協議
1 月 ～ 3 月	・見直したきまり試行期間 ・見直し内容の決定 ・児童生徒や保護者への周知 ・見直した学校のきまりやルール（校則）の改正・実践 ・入学説明会等で学校のきまりについて周知 ・学校ホームページなどに公表（更新）

【学校における取組 例】

【児童生徒が参画する取組】

- ・学校のきまりやルール（校則）の意義や内容について、全学級で考える。
- ・全校集会で学校のきまりやルール（校則）について、各学級で考えた内容を発表する。
- ・児童会や生徒会が学校のきまりやルール（校則）に関するアンケートを児童生徒に行う。
- ・生徒総会で学校のきまりやルール（校則）の見直しを議題にあげ、協議する。
- ・児童会や生徒会は、生徒の意見を踏まえて見直しが必要な学校のきまりやルール（校則）を協議し、校長に見直しを要望する。

【学校（教職員）の取組】

- ・校内で学校のきまりやルール（校則）検討委員会を設置し、組織的かつ計画的に見直しが行える体制を整備する。
- ・PTA や学校評議員等から意見を聴取する。
- ・校長は児童生徒の意見を尊重しながら、保護者等の意見も踏まえて学校のきまり（校則）を改正する。

4. 学校のきまりやルール（校則）の公表

学校のきまりやルール（校則）の内容については、普段から保護者・地域の方など児童生徒を支える多くの方々と共通理解を図るため、学校のホームページなどに公表します。

また、入学説明会等においても説明を行い周知します。その際、児童生徒がそれぞれの意義を理解し、主体的に学校のきまりやルール（校則）を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが適切です。

5. ガイドラインの活用

各学校における学校のきまりやルール（校則）の運用や見直しに際しては、本ガイドラインを活用し、児童生徒や教職員等とも十分に意見交換をし、それぞれの実情に合わせたよりよいものにすることとします。

なお、本ガイドラインは、教育委員会のホームページに公表します。

学校のきまりやルール（校則）の見直しガイドライン

堺市教育委員会事務局

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL (072) 340-3478

FAX (072) 228-7421